

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月26日

上越市長 中川 幹太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）  
コンビニ交付サービスに係る手数料徴収事務
- 2 委託先  
名 称：地方公共団体情報システム機構  
事務所の所在地：東京都千代田区一番町25番地
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで